

資料編

1 八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会設置要綱

〔平成17年3月28日〕
〔要綱第32号〕

(設置)

第1条 高齢社会の進展の中で高齢者がいきいきと自立した生活を送り、共に支えあうまちづくりを目指して、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを一体的に検討するため八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況の分析に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項に関して必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民代表者
- (2) 費用負担関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 福祉関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 議会代表
- (7) 行政機関

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統轄し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(解散)

第8条 委員会は、任務を達成したときに解散する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

2 八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属機関(役職名)	備考
住民代表者	堀本 眞貴子	認知症地域支援推進員	
	清水 いづみ	介護サービスさわやか相談員	
費用負担関係者	脇水 宏	八幡浜商工会議所(専務理事)	
	平野 宜照	八幡浜市老人クラブ連合会(会長)	
学識経験者	徳島 守	八幡浜市民生児童委員協議会(会長)	
	曾我 澄子	八幡浜市女性団体連絡協議会(副会長)	
福祉関係者	大森 幸二	八幡浜市社会福祉協議会(常務理事)	委員長
	二宮 弘成	特別養護老人ホーム青石寮(施設長)	副委員長
	西宮 潤	八幡浜市地域密着型サービス連絡会議(会長)	
保健・医療関係者	森岡 明	八幡浜医師会(副会長)	
	新谷 剛史	八幡浜市歯科医師会(副会長)	
議会代表者	田中 繁則 (R5.11.6～)	八幡浜市議会民生文教委員会(副委員長)	(前任) 平野 良哉
行政機関	福岡 勝明	八幡浜市市民福祉部長	

任期:委嘱の日から令和8年3月31日まで

事務局	八幡浜市保健センター
-----	------------

3 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 2月24日 ～ 3月17日	・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査	
令和5年 5月30日 ～ 7月7日	・事業所ヒアリング調査	
令和5年 7月30日	第1回高齢者保健福祉計画等 検討委員会	・介護保険事業計画について ・介護保険事業、地域支援事業の概要について ・今後のスケジュールについて
令和5年 11月6日	第2回高齢者保健福祉計画等 検討委員会	・計画骨子案について
令和5年 12月18日	第3回高齢者保健福祉計画等 検討委員会	・計画素案について
令和6年 1月22日 ～ 2月20日	パブリックコメントの実施	
令和6年 3月 書面開催	第4回高齢者保健福祉計画等 検討委員会	・計画案の承認

八幡浜市第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：愛媛県八幡浜市

編集：八幡浜市保健センター

〒796-0010

愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地

八幡浜市保健福祉総合センター内

電話 0894-24-6628

ファックス 0894-24-6652
